

法律意見書

令和4年12月2日

文部科学大臣永岡桂子 様

世界平和統一家庭連合代理人
弁護士 福本修也



当職は、世界平和統一家庭連合の代理人として、宗教法人法第81条第1項第1号の行為要件に関し、法律意見書を提出する。

記

第1 本意見書の趣旨

宗教法人法第81条第1項第1号「法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をしたこと」の行為主体は宗教法人であるが、宗教法人自身の行為といえるためには、「宗教法人の代表役員等が法人の名の下において取得・集積した財産及びこれを基礎に築いた人的・物的組織等を利用してした行為であって、社会通念に照らして、当該宗教法人の行為であるといえる」ものでなければならない（東京高等裁判所決定平成7年12月19日判例タイムズ894号43頁「オウム真理教に対する宗教法人解散命令抗告事件」、以下、「東京高裁決定」という。）。

世界平和統一家庭連合（以下、「家庭連合」という。）を被告とする不法行為に基づく損害賠償請求事件判決の事例は、いずれも上記行為要件に該当しない。

第2 理由

1 本意見書の目的

令和4年11月24日付法律意見書の通り、不法行為（民法第709

条)は、宗教法人法(以下、単に「法」という。)第81条第1項第1号の「法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為」の行為要件に該当しない。本意見書では、不法行為が法令違反に当たるか否かという議論以前に、同号にいう「行為」について法人行為論の観点から詳論するものである。

2 宗教法人の行為

(1) 法人行為論総論

国が団体に法人格を付与する制度目的に照らし、法人が契約等の法律行為を行う権利能力を有することは当然である。しかし、事実行為に関しては、法人には自然人に認められるような心理学的な意味における意思、物理学的な意味における身体の挙動を観念することはできない。したがって、法人の事実行為などというものは存在せず、法人にはせいぜい責任主体としての地位が認められるに過ぎないというのが、伝統的な見解である。

刑事では、法人は行為主体となり得ず犯罪能力を有しないとするのが伝統的な通説であったが(小野清一郎「新訂刑法講義総論[増補版]」96頁、団藤重光「刑法綱要総論[改訂版]」113頁)、法人の機関である自然人の行った違法な行為が社会観念から法人自体の犯罪行為と目しうる場合には、その行為について、その法人を非難して責任を問うことは可能であり、制裁として法人に適した財産刑が予定されているのであるから、両罰規定を設けた行政刑法の領域においては法人も犯罪能力を有し、犯罪行為の主体となり得るとする見解が有力となっており(大塚仁「刑法概説(総論)[第3版]」132~134頁、大谷實「刑法講義総論[第3版]」127~129頁)、判例も両罰規定に関して法人の犯罪能力を前提とする趣旨の判示をしたものがある(最判昭和40年3月26日刑集19巻2号83頁)。ただし、

適用対象が自然人に限定される刑法においては法人に犯罪能力がないことは現在も変わりはない。

不法行為については、法人代表者等による不法行為責任に関する旧民法第44条第1項（現一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第78条）、使用者責任に関する民法第715条が存在するため、実務上、法人自身の不法行為を議論する実益が乏しかった。1970年前後頃から、企業組織に属する多数の個人が関わり、個々人の故意・過失による不法行為を認定することが困難な公害事件や薬害事件において、企業組織体そのものの行為を観念して法人に対し直接民法第709条を適用する下級審判例が登場するに至ったが（「熊本水俣病判決」熊本地判昭和48年3月20日判時696号15頁、「カネミ油症事件判決」福岡地判昭和52年10月5日判時866号21頁、潮見佳男「不法行為法〔第1版〕」31～32頁）、法人への民法第709条の適用を肯定した最高裁判例は未だ存在しない。

(2) 法第81条第1項第1号の行為要件の解釈

刑事・民事における法人行為論を踏まえ、法第81条第1項第1号における「行為」について具体的に検討することとする。

ア 刑事

(ア) 法第81条第1項第1号の「行為」の主体が宗教法人であることは条文上明かであるが、上記(1)の通り、基本的に法人による犯罪行為等の事実行為は観念し得ない。

ただし、両罰規定における法人の犯罪能力を認めようとする近時の有力な見解からすれば、両罰規定により宗教法人が処罰された場合、当該犯罪行為は宗教法人の行為であると一応いえそうである。しかしながら、両罰規定は「法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者」が犯罪行為を行ったという形式的要件を充た

すだけで適用され、宗教法人の代表役員が行為者である場合はま
だしも、末端の使用人その他の従業者が偶発的に犯罪行為を行っ
たような場合にまでこれが宗教法人の行為であるいえるのか疑問
である。また、前掲最判昭和40年3月26日が「事業主が人で
ある場合の両罰規定については、その代理人、使用人その他の従
業者の違反行為に対し、事業主に右行為者らの選任、監督その他
違反行為を防止するために必要な注意を尽さなかつた過失の存在
を推定したものであつて、事業主において右に関する注意を尽し
たことの証明がなされない限り、事業主もまた刑責を免れ得ない
とする法意と解するを相当とする」と判示する通り、両罰規定は
事業主の過失を推定するものである。宗教法人の代表役員の過失
推定により宗教法人が刑事処罰を受けたとしても、直ちに法第8
1条第1項第1号に規定する行為を宗教法人が行ったとするには
違和感を禁じ得ない。なぜなら、宗教法人解散という重大な不利
益を生じさせる同号の「行為」に過失行為が含まれるとは考えら
れないからである。

上記議論から窺える通り、犯罪行為等の事実行為を行う能力が
ないはずの宗教法人を行為主体とする法第81条第1項第1号の
「行為」をどのように解釈してこれを適用するかということは、
同号適用の入口論ともいうべき論点である。

- (イ) 初の宗教法人解散命令が出された「オウム真理教解散命令事件」
では、宗教法人代表役員がその指示命令の下に信者多数とともに
不特定多数の者を殺害する目的を持って教団施設内で猛毒のサリ
ンガスを生成した殺人予備行為（刑法第201条）を捉え、法第
81条第1項第1号及び第2号に該当するとして、解散命令申立
てがされた。

しかし、法人には刑法上の犯罪能力がなく、刑法犯の行為主体たり得ず、厳密には法人に所属する個人の犯罪行為は法人の犯罪行為とはなり得ない。そのため、上記事件では、「刑法上の犯罪は、どのような場合に宗教法人の解散命令を構成し得るのか」が問題となった（東京地裁決定平成7年10月30日判例タ890号38頁）。この点、一審の東京地裁決定（同）は、「宗教団体構成員の大部分あるいは中枢部分が、宗教団体の組織的行為として犯行に関与するなど、重大な犯罪の実行行為と宗教団体の組織や活動との間に、社会通念上、切り離すことのできない密接な関係があると認められる場合は、宗教法人法81条1項1号又は2号前段に基づき、宗教法人の解散を命じることができると解すべきである」と判示したが、残念ながら、犯罪行為が宗教法人の行為といえるのかという行為要件の視点が希薄であった。そのため、続く二審の東京高裁決定は、「宗教法人の代表役員等が法人の名の下において取得・集積した財産及びこれを基礎に築いた人的・物的組織等を利用してした行為であって、社会通念に照らして、当該宗教法人の行為であるといえる」という基準を定立し、行為要件の解釈を明確にした。すなわち、上記基準に適合する事実関係があれば、宗教法人に所属する個人の犯罪行為が実質的に宗教法人の行為であるといってよいとしたのである。このように、法第81条第1項第1号が初適用された同事件は、法人行為論が絡む行為要件の解釈が同号適用に際して最初に直面する論点であることを示すものとなったのである。

そして、「明覚寺解散命令事件」（和解山地判平成14年1月24日訟務月報48巻9号2154頁）では、代表役員及び住職らが詐欺罪（刑法第246条）に問われた事案において、先に東

京高裁決定が示した基準を引用した上、法人代表役員自らが金員騙取に向けた欺罔文言を羅列したトーク集を作成してこれを全体会議に集まった教師や住職らに配付していたこと、詐欺の実行行為者が系列寺院において話術訓練等を受けていること、教師特別錬成命令書が作成され、教師の目標数値が金額をもって設定されていたことなどの事実に基づき、代表役員らによる詐欺行為が宗教法人明覚寺の行為であるといえると認定した。

東京高裁決定が示した上記基準は、法人行為論を踏まえ、法第81条第1項第1号に言う宗教法人の行為要件を社会通念から解釈したものである。そこでは、本来は別物である個人の行為を法人の行為であると実質的に見做すためにはどのような事実関係が必要かとの考察がなされ、同決定が行為者を「宗教法人の代表役員等」としていることから、個人の行為が法人のそれと限りなく一致すると看做される代表役員自身が行為者である場合が最も典型的なケースと想定したことが窺われる。しかし、「代表役員等」としている通り、代表役員自身の関与は必要不可欠な要件ではない。ただ、「等」とは代表役員に準じる幹部役職員を指しているとするべきであり、かつ、それらの者が法人の組織的行為として行ったと評価できるものであることが必要である。なぜなら、代表役員を初めとする幹部役職員との意思連絡なしに中間管理職以下の職員が業務に際して犯罪を行ったとしても、これが社会通念に照らして宗教法人の行為であるとはいえず、また、仮に幹部役職員が代表役員に黙って自分らの個人的利益を目的として独断で犯罪を行ったような場合に、これが社会通念に照らして宗教法人の行為であるとはいえないからである。

(ウ) そうすると、(ア)で考察した宗教法人が両罰規定による刑事罰

を受けた場合においても、単に宗教法人が処罰を受けたという形式的事実だけでは法第81条第1項第1号に該当する宗教法人の行為があったとはいえ、東京高裁決定の基準に照らし、当該犯罪行為が宗教法人の行為であるといえるに足る事実関係がなければならぬ。

イ 民事

事実行為の行為主体となり得ない宗教法人の行為という観点から見ると、民事の不法行為においても東京高裁決定の示した基準が同様に妥当するというべきである。

(ア) 宗教法人の不法行為

公害事件・薬害事件で企業組織体そのものの行為を観念し、会社に対して民法第709条を適用した下級審判例について上記(1)で紹介したが、これらの事案は、企業の組織的活動により生じた公害や製品が他人の権利（生命、身体、健康等）を侵害したというもので、企業に所属する役員・従業員ら個々人の不法行為に分解して捉えることが困難な事情があったため、法人自身の不法行為を観念せざるを得なかったものである。宗教法人の宗教活動では上記のような複雑・困難な事情を想定しにくく、本来は民法第709条の直接適用に馴染まないはずであるにもかかわらず、家庭連合に対して民法第709条を適用したとされる判決例が2例存在するので、以下検討する。

東京高等裁判所判決平成29年12月26日は、結論において家庭連合につき法人として民法第715条、第709条に基づく損害賠償責任を認めたが、同判決は家庭連合の代表役員、責任役員又は職員の個々の不法行為への関与を示す証拠は皆無であり、当然、そのような事実を認定していないにもかかわらず、「一審

原告に対する違法な勧誘及び教化活動は、一審被告家庭連合の行っている伝道活動として一審被告家庭連合の信者が行ったものであり、一審被告家庭連合自身が行った不法行為ともいえるから」

(同判決45～46頁)という抽象的な理由により民法第709条を適用したものであるに過ぎない。なお、同判決は上記抽象的な理由により法人としての家庭連合の不法行為であると言いながら、「家庭連合は、民法第715条、第709条に基づき、損害賠償責任を負う」(同46頁)として使用者責任の方を優先的に摘示し、民法第709条を直接適用することへの自信のなさを滲ませる玉虫色の判示となっている。

家庭連合につき民法第709条を適用したとされるもう一つの判決(東京地方裁判所判決平成28年1月13日)は、家庭連合の信者であり専業主婦であった元妻が自己が管理していた元夫の預金を原資に無断で献金したとして、離婚後に元夫が家庭連合を訴えたという事案で、「被告においては、組織的活動として、信者の財産状態を把握した上で、主婦に対しては、献金によって夫を救い、夫の家系を救うという使命のために、夫の財産を夫の意思に反して内緒で献金する等の名目で交付させており、これを受けて専業主婦であるA子が行った献金等について、その原資が原告の財産であり、原告の意思に反して出捐されたことを認識していたと認められるから、上記出捐について、組織的な不法行為として原告に対する損害賠償責任を負うというべきである。」(同判決35頁)と判示した。しかしながら、同事件では、元妻に対して献金勧誘を行った者、これを受領した者及び個々の献金行為の具体的な特定がなく、勿論、家庭連合の代表役員、責任役員又は職員の誰が具体的に認識してこれを指示したのかといった組織

的な関与事実を裏付ける証拠も皆無であったものであり、上記平成29年高裁判決以上に抽象的かつ観念的な判断であった。むしろ、具体的な行為者の特定がなく使用者責任の適用が困難であったため、「苦肉の策」として民法第709条の直接適用という形を取ったというのが実態である。

以上から明らかな通り、上記2つの判決の事例は、「宗教法人の代表役員等が法人の名の下において取得・集積した財産及びこれを基礎に築いた人的・物的組織等を利用してした行為であって、社会通念に照らして、当該宗教法人の行為であるといえる」という東京高裁決定の基準に凡そ適合しない。

このように、民事判決で家庭連合に対して民法第709条が直接適用されたということと、東京高裁決定の基準に照らして不法行為が家庭連合の行為であるといえるか否かということは、全く別次元の問題である。換言すれば、問題とされた不法行為が実質的に宗教法人の行為といえるかどうかを判断するに際し、上記基準に適合する事実認定を伴わない民事判決が民法第709条を直接適用したことなど何の意味も持たないのである。

(イ) 宗教法人の使用者責任

使用者責任（民法第715条）は、法人の責任を問う構造が両罰規定と類似しているが、既に両罰規定について述べたところと同様、宗教法人が被用者に対する監督責任を果たさなかったという過失の故に被用者の不法行為をもって法人の行為であると見做すことはできない。使用者責任が問われた不法行為事例においても、東京高裁決定の基準に適合する事実関係がなければ、法人としての行為要件に該当しないのである。

なお、使用者責任における被用者は、両罰規定の「代表者、代

理人，使用人その他の従業者」よりも対象が広汎で，雇用関係の有無，報酬の有無，期間の長短等を問わず，事実上の指揮監督関係があれば広く被用者とされる（大判大正6年2月22日民録23巻212頁，「注釈民法(19)債権(10)不法行為」277～282頁）。家庭連合を被告とする大半の民事判決事例は，「代表者，代理人，使用人その他の従業者」には当たらない一般の信者が行った献金勧誘行為等が不法行為と認定され，家庭連合の使用責任が問われたものであり，一般信者の行為をもってして宗教法人の行為であるといえるためには，行為者が宗教法人の役員である場合に比べてより慎重な判断が求められる。東京高裁決定の基準に照らせば，使用者責任事例における宗教法人の行為認定に際しては，行為者である一般信者と宗教法人の代表役員，幹部役員らとの間の共謀ないし指揮命令に関する具体的事実の存在が必要不可欠であるというべきである。

しかしながら，家庭連合に使用者責任を認められた民事判決において，行為者である信者と代表役員，幹部役員らとの間の共謀ないし指揮命令に関する具体的事実が認定されたものはない。

3 結論

以上の通り，家庭連合を被告とする不法行為に基づく損害賠償請求事件判決の事例は，いずれも東京高裁決定が定める基準に適合せず，宗教法人の行為要件に該当しない。

以上